

兵庫県公報

平成28年3月31日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

監査委員公告	ページ
○ 包括外部監査の結果に係る措置結果について	1

監査委員公告

包括外部監査の結果に係る措置結果について

平成27年3月31日付けで公表した包括外部監査の結果に対し、知事から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知が平成28年3月9日にあったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成28年3月31日

兵庫県監査委員

小西隆紀
藤川泰延
山本亮三
松本隆弘

平成27年3月31日付け包括外部監査報告に係る措置
 県が所管する社会福祉法人の財務事務の執行及びその指導監査について

外部監査人の指摘事項及び意見	対応及び改善策
<p>II 指摘事項及び意見の総括</p> <p>1. コーポレートガバナンスについて</p> <p>(1) 理事、理事会</p> <p>チェックリストには、役員の資格等をルール通りに記載するよう、改善を検討すべきである。(指摘事項)</p> <p>役員の資格要件は、社会福祉法人審査基準に記載されており、チェックリストには、学識経験者、地域の福祉関係者、財務諸表等を監査し得る者について、実務経験等を記載するルールとなっているが、適切に記載されていない例が見受けられた。</p> <p>役員が資格要件を充足していることは、コーポレートガバナンスを構築する上での前提条件になるものであり、チェックリストには、役員の資格等をルール通りに記載するよう、改善を検討すべきである。</p>	<p>平成27年度チェックリストから、社会福祉法人審査基準に基づく役員の資格の記載漏れ等がないよう、プルダウン式の記入方法に改めた。</p>
<p>理事会開催において毎回、書面表決者を出席者とみなさなければ理事会の定足数に達しない事例や、理事の定数が多すぎると考えられる事例がある。重要な法人業務を決定する理事会運営の在り方としては、改善が望まれる。(指摘事項)</p> <p>理事会の開催状況を確認した結果、兵庫県社会福祉協議会のように、理事会開催において毎回、書面表決者を出席とみなさなければ理事会の定足数(理事総数の3分の2以上の出席)に達しない事例や、理事の定数が多すぎると考えられる事例がある。</p> <p>定款の規定に反するわけではないが、重要な法人業務を決定する理事会運営の在り方としては、改善が望まれる。</p>	<p>兵庫県社会福祉協議会は、県域での地域福祉の充実をめざした活動を行うことを目的とし、「区域内の市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業の過半数が参加する」(社会福祉法第110条)ことを求められる特殊な法人であることから、理事定数が多くなる。</p> <p>また、理事会において、各団体としての責任ある意見を述べ、迅速な意思決定を行うためには、各団体の長が理事に就任する必要があるため、多くの理事が出席できるよう理事会日程を調整することが困難であることも原因である。</p> <p>現在、国会において審議中の社会福祉法改正案(以下「改正社会福祉法案」という。)では、評議員会が議決機関、理事会が業務執行機関として位置づけられるなど、法人組織のあり方が大きく見直される予定であることから、この改正を契機として、兵庫県社会福祉協議会において、適正な理事定数について、施行前の適切な時期までに結論を得るよう検討する。</p>
<p>理事報酬概念の明確化と開示方法の統一化を検討すべきである。(意見)</p> <p>現状、理事報酬については国の指針等におい</p>	<p>改正社会福祉法案において、報酬支給基準を定</p>

<p>ても概念が明確化されておらず、職員と兼務の場合においても、複数の報酬支給方法があることが示されている。</p> <p>厚生労働省の社会保障審議会福祉部会において、「役員報酬基準の設定」を検討しているが、役員報酬基準設定の際には、理事報酬概念の明確化と開示方法の統一化を検討すべきである。</p>	<p>め公表するとともに、役員等の区分ごとの報酬総額を所轄庁に報告することが義務付けられる予定であるため、今後政省令等において、理事報酬概念の明確化と開示方針の統一化が図られる見込みであることから、これらを踏まえて必要な指導を行う。</p>
<p>(2) 評議員会</p> <p>毎回欠席者と書面表決者が多い事例や、理事会と評議員会の発言者及び発言内容が殆ど同じである事例がある。また、殆どの民間社会福祉法人では、定款に定められる定数によると、評議員会での審議の際に、理事を兼務していない評議員の1名が理事会側に賛同すると、常に理事会側の意見が承認される。</p> <p>「あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない」という定款の定めが、有名無実となっており、改善を検討すべきである。(指摘事項)</p> <p>毎回欠席者と書面表決者が多い事例や、理事会と評議員会の発言者及び発言内容が殆ど同じである事例がある。</p> <p>また、殆どの民間社会福祉法人の定款に定められる理事と評議員の定数の関係が、「理事定数×2+1名=評議員数」となっており、理事全員が評議員を兼務しているが、これでは、評議員会での審議の際に、理事を兼務していない評議員の1名が理事会側に賛同すると、常に理事会側の意見が承認されることになる。</p> <p>「理事会は重要な事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない」という定款の定めが、有名無実となっており、改善を検討すべきである。</p>	<p>改正社会福祉法案において、評議員会は必置の議決機関、理事会は執行機関と位置づけられることから、理事会が評議員を選任又は解任できないこととなり、評議員会の理事会への牽制機能が強化されることが期待できる。</p> <p>そのほか、評議員は理事との兼務が禁止され、任期は4年となる(理事は2年のまま)など、評議員の独立性が高まる。</p> <p>これら法改正の趣旨を踏まえ、平成27年度から、評議員会における活発な議論の促進など、評議員会の機能を十分に発揮できるような運営について指導している。</p>
<p>(3) 監事</p> <p>監事による理事の業務執行及び社会福祉法人の財産の状況の監査が十分ではなかった事例があった。監事が専門性を発揮し、役割を果たすよう、十分な監査時間数を確保する等の対応をすべきである。(意見)</p> <p>監事は、理事の業務執行の状況を監査する立場にあることから、理事会及び評議員会に出席し、法人業務の意思決定過程を監査する必要があるが、出席率は高いとは言えない。</p> <p>また、新しい社会福祉法人会計基準への対応が不十分である等、監事による社会福祉法人の財産の状況の監査が不十分な点もあり、監事による理事の業務執行及び社会福祉法人の財産の</p>	<p>改正社会福祉法案において、監事の調査権限と理事会への報告義務が法令に明記されることから、監事監査が質・量とも充実することが期待されるため、法改正の趣旨を踏まえ、平成27年度から、監事とその機能を十分に発揮できるよう、監事の人選や監査時間の確保等について指導している。</p>

<p>状況の監査が十分ではなかった事例があった。 監事が専門性を発揮し、役割を果たすよう、十分な監査時間数を確保する等の対応をすべきである。</p>	
<p>(4) 法人本部権能 法人全体として危機管理を行う上で、法人本部機能を充実させる必要がある。(意見) 施設単位で運用財産や収支の管理が行われており、法人本部機能を実質的に有しない法人が見受けられた。 こうした法人においては、役職員が法人全体の運用財産や収支について十分な把握ができておらず、重要書類が施設毎に保管されているため、法人全体の情報収集に時間と労力を要することとなり、経営状況が悪化した場合には、必要なコスト削減等の意思決定が遅れる可能性がある。</p>	<p>改正社会福祉法案で、経営組織のガバナンスの強化、財務規律の強化（適正かつ公正な支出管理・いわゆる内部留保の明確化・社会福祉充実残額の社会福祉事業等への計画的な再投資）が求められており、法人は本部機能を強化・充実させる必要がある。法人全体の経営に責任をもつ本部機能の強化については、県として法人監事・経理担当者向けの研修（以下「法人向け会計研修」という。）などを通じて指導している。</p>
<p>2. 社会福祉法人の財務事務の執行について (1) 法人が行う契約は、経理規程等のルールに基づき行う必要がある（意見） 随意契約が認められる上限額を超える契約を随意契約により行っている例が散見された。 本来は、一般競争入札あるいは指名競争入札により業者選定が行われるべきであった。</p>	<p>平成27年度に県が設置した学識経験者と法人代表等で構成する指導指針検討会（以下「指針検討会」という。）において検討した結果、指導指針において、随意契約できる場合の判断基準を実例で示したほか、利用者の処遇向上の観点から、給食調理業務委託のように価格以外の要素も評価すべき業務については、経理規程を遵守しつつも、随意契約が可能となる手順等を示した。</p>
<p>(2) 新しい社会福祉法人会計基準への対応が不十分である ① 役員やファミリー企業等（関連当事者）との取引が網羅的に把握されていない（意見） 「社会福祉法人会計基準」において、財務諸表の注記として「関連当事者との取引の内容」に関する注記が求められており、関連当事者と事業活動計算書項目及び貸借対照表項目いずれに係る取引についても、年間1,000万円を超える取引が存在する場合には、全て開示する必要がある。 しかし、役員に対するアンケート調査など関連当事者を正確かつ網羅的に把握する手続を実施していないが、財務諸表の注記では「該当なし」と記載している法人が見受けられた。</p>	<p>指針検討会において、関連当事者を正確かつ網羅的に把握する方法について検討した結果、指導指針において、役員から関連当事者に関する誓約書を取ることにした。 なお、平成27年度の県・市町法人監査指導事務担当者向けの会計研修（以下「職員向け会計研修」という。）及び法人向け会計研修において、包括外部監査人による新会計基準等への対応に関する講義を実施して周知を図った。</p>
<p>② 有価証券の評価が適切に行われていない又は時価情報が適切に開示されていない（意見） 国債や地方債等の満期保有目的の債券を債券</p>	<p>平成27年度の職員向け会計研修及び法人向け</p>

<p>金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とする必要があるが、当該処理が実施されていない事例が見受けられた。</p> <p>また、新会計基準においては、満期保有目的の債券等以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価評価を行い、時価が帳簿価額と比較して50%以上下落している銘柄については評価減を行う必要があるが、そのような会計処理を行っていない事例が見受けられた。</p> <p>さらに、「満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」を財務諸表の注記として記載することが求められている。当該注記を行うに当たっては、証券会社等から国債等の時価情報を入手する必要があるが、外部から時価情報を入手せず、「簿価＝時価」として開示している事例が見受けられた。</p>	<p>会計研修において、包括外部監査人による新会計基準等への対応に関する講義を実施して周知を図った。</p>
<p>③ 共通支出・費用の配分基準が不明確である(意見)</p> <p>事業区分、拠点区分又はサービス区分に共通する支出及び費用については、合理的な基準に基づいて配分し、選択した配分基準は継続して適用するとともに、どのような配分方法を用いたか分かるように記録しておくことが必要である。</p> <p>しかし、共通支出・費用の配分基準が明文化されていない事例や共通支出・費用と考えられる項目であるにも関わらず、特定の部門にのみ計上され、各部門への配分計算が行われていない事例が見受けられた。</p>	<p>平成27年度の職員向け会計研修及び法人向け会計研修において、包括外部監査人による新会計基準等への対応に関する講義を実施して周知を図った。</p>
<p>④ 各種引当金が適切に計上されていない(意見)</p> <p>社会福祉法人では当分の間、原則として徴収不能引当金、賞与引当金、退職給付引当金の3つの引当金の計上が求められている。</p> <p>それぞれの引当金の計上方法については、各社会福祉法人の経理規程等に定めているが、以下のような適切に計上されていない事例が散見された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徴収不能引当金 貸付金が対象から漏れている ・賞与引当金 翌期に支給する職員の賞与に係る賞与引当金を適切に計上していない 賞与に係る法定福利費が計算対象から漏れている 	<p>平成27年度の職員向け会計研修及び法人向け会計研修において、包括外部監査人による新会計基準等への対応に関する講義を実施して周知を図った。</p>

<p>・退職給付引当金 引当金明細書が適切に作成されていない</p>	
<p>⑤ 固定資産の減損に関する具体的な検討を行っていない（意見） 「社会福祉法人会計基準」において、固定資産の減損損失の計上が求められている。しかし、社会福祉法人であるために固定資産税評価額がないこと、また、比較的地価の高い地域であることから固定資産の減損を行う必要はないとの予測の下に、固定資産の減損に関する具体的な検討を行っていない事例が見受けられた。</p>	<p>平成27年度の職員向け会計研修及び法人向け会計研修において、包括外部監査人による新会計基準等への対応に関する講義を実施して周知を図った。</p>
<p>⑥ 注記が適切に行われていない、または、注記を行う判断過程が残されていない（意見） 「社会福祉法人会計基準」において、重要な偶発債務及び重要な後発事象に関する注記が求められている。 財務諸表作成担当者のみでは十分な把握ができない場合や、財務諸表担当者が重要でないとして判断したとしても法人にとって重要な事項である可能性もあり、必要な注記が行われぬおそれがある。このため、これら注記に関する判断を行うにあたっては、その判断過程を残し、理事長等の上長がその資料を査閲する必要がある。 さらに、「担保に供している資産」の注記も求められているが、担保提供資産のうち「建物（基本財産）」の金額が固定資産台帳と一致していない事例が見受けられた。また、財務諸表に注記されている資産の他、定期預金についても担保として金融機関に提供しているが、当該内容が注記として記載されていない事例が見受けられた。</p>	<p>平成27年度の職員向け会計研修及び法人向け会計研修において、包括外部監査人による新会計基準等への対応に関する講義を実施して周知を図った。</p>
<p>⑦ 経理規程で定めているサービス区分と財務諸表の作成に当たり設定されたサービス区分が一致していない（意見） 経理規程において事業区分、拠点区分及びサービス区分を設定し、当該区分に基づき財務諸表を作成している。 しかし、経理規程で定めているサービス区分と財務諸表の作成に当たり設定されたサービス区分が一致していない事例が見受けられた。</p>	<p>平成27年度の職員向け会計研修及び法人向け会計研修において、包括外部監査人による新会計基準等への対応に関する講義を実施して周知を図った。</p>
<p>(3) 県の外郭団体である社会福祉法人には改善すべき特有の問題がある ① 兵庫県社会福祉事業団の「県からの借入金」は廃止又は削減の方向での検討が必要である（意見）</p>	

<p>兵庫県社会福祉事業団では、県から平成25年4月1日に14億5千万円の短期運営資金の借入を行い、平成26年3月31日に全額県に返済している。</p> <p>兵庫県社会福祉事業団の過去3期の貸借対照表上、現金預金（流動資産）は、10億円～16億円あり、また積立資産を合わせると31億円～42億円の運用財産を有するなかで、毎年14億5千万円の県からの短期運営資金の借入及び返済を行う必要があったのかどうかについては疑問である。</p> <p>運用財産は増加傾向にあることから、県からの借入金は、廃止又は削減の方向での検討が必要である。</p>	<p>自主運営推進の観点から、平成26年度に県からの貸付金を9億5千万円に削減し、平成27年度に全額廃止した。</p>
<p>② 兵庫県社会福祉事業団が運営するリハビリテーション中央病院における診療報酬請求事務については、年間2億円の返戻が発生しており、チェックのあり方の再点検や診療報酬制度の患者への説明の徹底により、さらなる改善を図る必要がある（指摘事項）</p> <p>リハビリテーション中央病院では、診療報酬の返戻額が、平成25年度で2億円を超えており、平成24年度との比較では増加傾向にある。</p> <p>毎月、レセプト内容の点検を行うほか、返戻の一因となっている入院中患者の他医療機関受診時における医事課への連絡の徹底を行っているとの説明を受けたが、チェックのあり方の再点検や診療報酬制度の患者への説明の徹底により、さらなる改善を図る必要がある。</p>	<p>診療内容の主治医への確認や被保険者資格のチェック等のレセプト内容の点検を強化し返戻額の縮小に努めた。</p> <p>また、返戻が発生した場合は、チェック表を作成のうえ、漏れなく速やかに再請求するよう努めたほか、診療報酬制度の患者への説明を一層徹底する。</p>
<p>③ 兵庫県社会福祉事業団が運営するリハビリテーション中央病院では、平成26年2月返戻額27,235千円が平成25年度決算書の診療報酬（収益）として二重計上されていた（指摘事項）</p> <p>2月分の返戻対象となった全額を翌年度に過年度の支出として処理しており、当該返戻対象の再請求分については、2月分は3月の医療事業収入として計上している。</p> <p>そのため、2月返戻額27,235千円が平成25年度決算書の診療報酬（収益）として二重計上されていた。</p>	<p>平成26年度決算において、返戻額と再請求額の差額につき、再請求額が返戻額を上回る場合は過年度収入、下回る場合は過年度支出として処理するように改めた。</p>
<p>④ 兵庫県社会福祉事業団が運営するリハビリテーション中央病院では、平成25年度において、診療報酬の「収入予定額」とこれに対応する「社会保険及び国民保険からの実際入金額」の差額が毎月少なからず発生している。さらなる管理上の改善を図り、数値目標をもってこの差額を</p>	

<p>出来る限り減らすよう努力する必要がある（指摘事項）</p> <p>金額が最も大きい平成26年3月分の誤計増減の発生原因は主に、本来、後期高齢者保険分として請求するところ、誤って公費負担制度分の一部を二重に計上していたことによるものである。</p> <p>誤計増減については、毎月発生原因の分析を行っているとの説明を受けたが、今後も管理資料を用いて、さらなる管理上の改善を図り、数値目標をもって誤計増減を出来る限り減らすよう努力する必要がある。</p>	<p>職員の制度理解の推進や事務管理の精度を高め、誤計増減の発生防止に努めている。</p> <p>加えて、平成27年度にレセプト請求システムを導入したことにより、これまで手作業で行っていた内容の確認、集計作業、請求書の作成を自動化し、請求の効率化を進めた。まずは、このシステムの成果を検証した上で今後一層の改善を図る。</p>
<p>⑤ 兵庫県社会福祉協議会では定款に定める基本財産を保有していない（意見）</p> <p>定款において、基本財産は「現金196,000,000円」をもって構成すると規定しているが、平成25年度決算書に基本財産として計上されている資産は、投資有価証券（第8回利付国庫債券194,445千円）であることから、定款に定める形態で基本財産を保有していない。</p> <p>県は、実際の管理形態に応じた内容に定款を変更するよう指導すべきである。</p>	<p>定款変更を行い「有価証券 額面196,000,000円」と記載した。（平成27年6月19日認可）</p>
<p>⑥ 兵庫県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付金制度が、今後も生活困窮者に対するセーフティーネットとして運用されることが期待される（意見）</p> <p>生活福祉資金貸付金の原資となる国庫補助金等201億円のうち、平成25年度末で94億円が貸付中であり、残りの107億円は、現金預金55億円及び有価証券50億円等の運用財産となっている。</p> <p>本貸付制度は、民生委員、市町福祉窓口、各市社会福祉協議会、ハローワーク等の相談窓口を通じて紹介されているが、今後も生活困窮者に対するセーフティーネットとして運用されることが期待される。</p>	<p>補助金として交付された貸付原資・貸付金を適切に管理し、これからも同制度がセーフティーネットとして機能するよう努める。</p>
<p>(4) その他</p> <p>① 年に一度県に対して提出するチェックリストが正確に作成されるような環境を整備すべきである（意見）</p> <p>毎年社会福祉法人から提出されるチェックリストが、各社会福祉法人の現況を把握する上で、重要な役割を担っていると同時に、監査の実効性を高める上でも、重要なものとなっているが、平成26年度チェックリストについて、会計（契約）の状況の記載漏れなどの問題が散見された。</p> <p>チェックリストの作成にあたり、当該資料の</p>	<p>チェックリストの正確性を担保するため、平成27年度から「記載内容に係る誓約書」（以下「誓約書」という。）の提出を義務付け、記載漏れがないこと、正確であること、適正に決裁を受けたものであること等を再確認させるほか、必要な添付書類の添付確認欄を設けるなど、正確なチェックリストが作成される環境整備に努めた。</p>

<p>重要性を再認識し、二重チェックや根拠証憑との照合などの方法により、正確なチェックリストが作成されるような環境を整備すべきである。</p>	
<p>② 有価証券による運用を行うに当たっては、定款及び経理規程に準拠した資産運用規程を策定し、これらの規程等に則り、安全確実な運用を心掛ける必要がある（意見）</p> <p>ある法人では、定款及び経理規程において、有価証券による運用に当たっては、国債、地方債等の元本割れリスクが極めて少ない銘柄による運用が求められているが、実際の運用に当たっては、遵守されていない。</p> <p>また、経理規程では、余裕資金の運用等においては資産運用規程の基本原則に従うべきことが定められているが、実際には、資産運用規程が定められていない。</p> <p>有価証券による運用を行うに当たっては、定款及び経理規程に準拠した資産運用規程を策定し、これらの規程等に則り、安全確実な運用を心掛ける必要がある。</p>	<p>平成27年度の職員向け会計研修及び法人向け会計研修において、包括外部監査人による新会計基準等への対応に関する講義を実施して周知を図った。</p>
<p>③ 経理規程等の整備を早急に進めるべきである（意見）</p> <p>ある法人では、平成26年度より新会計基準を適用しており、全国社会福祉施設経営者協議会から発出されたモデル経理規程に準拠した経理規程の改定作業に取り組んでいる最中である。新会計基準の適用により当法人に特に大きな影響を与える項目（賞与引当金の算定方法等）については、経理規程や細則等で具体的に定める必要があるが、それらが整備されていなかった。</p> <p>新会計基準への移行に向けた具体的な準備・検討作業を早急に進めるべきである。</p>	<p>平成27年度の職員向け会計研修及び法人向け会計研修において、包括外部監査人による新会計基準等への対応に関する講義を実施して周知を図った。</p>
<p>3. 社会福祉法人に対する県の指導監査について</p> <p>(1) 社会福祉法人及び施設の指導監査を実施するための体制整備について</p> <p>チェックリストの記載内容を改訂し、チェックリストに基づく県の実地検査が適切に実施されるよう体制を整備すべきである。（指摘事項）</p> <p>県の指導監査は、チェックリスト等の報告等により実施する点と、実地検査の頻度が少ない点において、厚生労働省の通知とは異なる取扱いとなっている（実地検査 県：4年に1回以上、国通知：2年に1回以上）。</p> <p>県では指導監査担当職員が少ない中で、チェックリスト等の活用により、指導監査を効果的、効率的に実施することを意図しているが、県に</p>	<p>平成27年度から実地検査の頻度を原則2年に1回以上とするよう指導監査要綱を改定した。</p> <p>また、チェックリストの「会計（契約）の状況」の契約金額が100万円以上の物品購入契約、委託・工事請負契約について、随意契約を行った場合に、経理規程上のどの随意契約理由に該当するのかを記載させる様式に改めるとともに、当該契約書の写し及び稟議書の写しを証拠書類として</p>

<p>提出するチェックリストに記載誤りなどが散見され、チェックリストの正確性について疑問が残る状況にある。</p> <p>また、チェックリストの「会計（契約）の状況」では、様式に不十分な点が見受けられるため、チェックリストの記載内容を改訂し、チェックリストに基づく県の実地検査が適切に実施されるよう体制を整備すべきである。</p>	<p>提出させることとした。</p>
<p>県の指導監査が効果的に実施されるとともに、その公平性を担保するため、県は各社会福祉法人に対して「チェックリストの記載内容が事実に基づき正確に記載されている」旨の宣誓書を提出することを義務付け、かつ、重要な項目については根拠資料の添付を義務付ける等の体制を整備すべきである。（指摘事項）</p> <p>県の指導監査が有効に機能するか否かはチェックリストが正確に作成されているかどうかにより大きく影響を受ける。</p> <p>記載誤りや記載漏れがあった場合、実地検査を行うことなく県がその事実を把握することは極めて困難であり、逆に、正確かつ詳細な情報をチェックリストに記載した法人については、より踏み込んだ指導監査が行われる可能性があるという矛盾を現在の制度は抱えている。</p> <p>県の指導監査が効果的に実施されるとともに、その公平性を担保するために、県は各社会福祉法人に対して「チェックリストの記載内容が事実に基づき正確に記載されている」旨の宣誓書を提出することを義務付け、かつ、重要な項目については根拠資料の添付を義務付ける等の体制を整備すべきである。</p>	<p>チェックリストの正確性を担保するため、平成27年度から誓約書の提出を義務付け、記載漏れがないこと、正確であること、適正に決裁を受けたものであること等を再確認させるほか、必要な添付書類の添付確認欄を設けるなど、正確なチェックリストが作成される環境整備に努めた。</p> <p>また、随意契約にかかる契約書の写し及び稟議書の写しなど、重要な項目については、証拠書類を提出させることとした。</p>
<p>国の制度設計により、社会福祉法人の指導監査を行う行政主体と施設監査を行う行政主体が異なることがあり、監査の実効性のみならず、社会福祉法人の監査対応負担や行政効率の観点から問題がある。現状においては、市との共同監査体制を強化し、監査の実効性を高める必要がある。（指摘事項）</p> <p>「地域主権改革一括法」の施行に伴い、平成25年4月1日から、社会福祉法人の認可や指導監査等の権限が、原則として、都道府県から一般市に移譲されたが、町や複数の市町で施設を運営する法人に関しては、都道府県に権限が残された。</p> <p>一方、社会福祉施設に対する指導監査の権限は、すでに指定都市・中核市には移譲されているものの、一般市・町に所在する施設について</p>	<p>課題のある法人については、従来から県本庁（法人監査）と政令市・中核市（施設監査）において、合同監査を実施してきた。</p> <p>同様に、一般市（法人監査）と県民局（施設監査）の合同監査も可能な限り日程を調整し実施するようにしているほか、年2回開催する県・一般市連絡会などにおいて、所管する法人・施設の情報を交換することとしている。</p> <p>また、国に対しては、引き続き社会福祉法人の</p>

<p>は、引き続き都道府県に権限がある。</p> <p>上記の制度設計においては、社会福祉法人の指導監査を行う行政主体と施設監査を行う行政主体が異なることとなり、監査の実効性のみならず、社会福祉法人の監査対応負担や行政効率の観点から問題がある。県では、全国に先駆けて、国に対し、社会福祉法人の指導監査と施設監査の一元化を強く要望しているところであるが、今後も、引き続き国に強く要望するとともに、現状においては、市との共同監査体制を強化し、監査の実効性を高める必要がある。</p>	<p>指導監査と施設監査の一元化を強く要望している。</p>
<p>現状では、新会計基準への対応の指導が不十分である。(指摘事項)</p> <p>県が行う社会福祉法人の指導監査では、国の「社会福祉法人指導監査要綱」に基づき、法人財務について監査を行う必要がある。</p> <p>しかし、各社会福祉法人において、新しい社会福祉法人会計基準に準拠した処理が行われていない、または、会計基準への準拠に関する検討が不十分と考えられる事例が散見され、現状では、新会計基準への対応の指導が不十分である。</p>	<p>平成27年度の職員向け会計研修及び法人向け会計研修において、包括外部監査人による新会計基準等への対応に関する講義を実施して周知を図った。</p>
<p>県においては、一般行政職員の人事異動の中で社会福祉法人の財務諸表（複式簿記）及び法人運営の監査業務に精通した指導監査担当職員を確保することは困難である。社会福祉法人の会計及び監査実務に精通した公認会計士等を活用して、継続的な研修、監査実施におけるアドバイスを受ける等の対応を図る必要がある。(意見)</p> <p>社会福祉法人の指導監査を行う指導監査担当職員は、県職員であり、複式簿記については、知識・経験を深める機会が少ないと思われる。</p> <p>現状、県においては、一般行政職員の人事異動の中で社会福祉法人の財務諸表（複式簿記）及び法人運営の監査業務に精通した指導監査担当職員を確保することは困難である。</p> <p>公認会計士等を活用して、継続的な研修、監査実施におけるアドバイスを受ける等の対応を図る必要がある。</p>	<p>平成27年度の職員向け会計研修において、包括外部監査人による新会計基準等への対応に関する講義を実施して周知を図った。</p> <p>また、28年度以降も引き続き、法人指導監査専門員（公認会計士）による職員向け会計研修等を実施していく。</p>
<p>社会福祉法人の指導監査における資料の事前準備依頼が十分ではない。社会福祉法人において取り得る問題を把握するための資料や新会計基準に関する資料等の追加依頼が必要である。(指摘事項)</p> <p>県は、法人指導監査を行う前に、実地監査先の社会福祉法人に資料の事前準備を依頼してい</p>	<p>平成27年度から、滞留未収金等のイレギュラーな残高がある場合は、その発生時期、発生原因、</p>

<p>る。法人の概要を把握する上で必要な資料は、概ね揃っていると見えるが、社会福祉法人において起り得る問題や新会計基準への対応状況等を把握するための資料等を依頼していないという点において、指導監査における資料の事前準備依頼が十分でないと考えられる。</p>	<p>顛末等をまとめた資料や事業・拠点・サービス区分の新旧比較表などの不足している書類等を追加して事前準備を依頼するよう改めた。</p>
<p>(2) 社会福祉法人の内部留保についての指導監査について</p> <p>県が所管する社会福祉法人334法人の運用財産合計約1千億円から「将来の施設の建て替え費用として合理的に説明可能な額」や運転資金を除いた金額は、社会福祉事業の充実や、社会又は地域に福祉サービスとして還元されるものでなければ、社会福祉法人の存在意義が問われることになる。県の指導監査においては、内部留保の活用についての適切な指導を行うべきである。(指摘事項)</p> <p>県が所管する社会福祉法人の運用財産合計約1千億円から「将来の施設の建て替え費用として合理的に説明可能な額」や運転資金を除いた金額は、社会福祉事業の充実や、社会又は地域に福祉サービスとして還元されるものでなければ、社会福祉法人の存在意義が問われることになる。</p> <p>国の内部留保についての活用方針が明確になっていないことはあるが、県の指導監査においては、社会福祉法人全体の内部留保額や運用財産の内容を網羅的に把握し、内部留保の活用についての適切な指導を行うべきである。</p>	<p>改正社会福祉法案では、いわゆる内部留保は、純資産から事業継続に必要な財産を除いた社会福祉充実残額として明確化した上で、当該残額を保有する法人に対して、既存事業の充実又は既存事業以外の社会福祉事業若しくは公益事業の実施に関する計画(社会福祉充実計画)を作成し、これを所轄庁に提出して、その承認を得なければならないこととされる。</p> <p>今後、国から示されるガイドラインなどを踏まえて指導を行う。</p>
<p>県の指導監査においては、「将来の施設の建て替え費用として合理的に説明可能な額」の計算方法を示し、できる限りその計算方法により、「建設費等積立資産」等の積立資産を計上するよう、社会福祉法人を指導すべきである。(指摘事項)</p> <p>社会福祉法人の意思決定あるいは財政状態による事情により、「建設費等積立資産」等の積立資産が計上されていない例、あるいは、本来の額よりも少なく計上されている例が散見された。</p> <p>県の指導監査においては、「将来の施設の建て替え費用として合理的に説明可能な額」の計算方法を示し、できる限りその計算方法により、「建設費等積立資産」等の積立資産を計上するよう、社会福祉法人を指導すべきである。</p>	<p>建て替え費用は、改正社会福祉法案を踏まえて国が示す計算方法に基づき、事業継続に必要な財産額として適切に積立資産を計上するよう、法人を指導する。</p>
<p>チェックリストに「将来の施設の建て替え費用として合理的に説明可能な額」を計算方法ととも</p>	

<p>に記載することとし、社会福祉法人の内部留保の活用についてミスリードすることがないようにすべきである。(意見)</p> <p>県は、所管する社会福祉法人の内部留保の活用について適切な指導が行えるようにする必要がある。</p> <p>毎年7月に各社会福祉法人から徴収するチェックリストに「将来の施設の建て替え費用として合理的に説明可能な額」を計算方法とともに記載することとし、社会福祉法人の内部留保の活用についてミスリードすることがないようにすべきである。</p>	<p>建て替え費用は、改正社会福祉法案を踏まえて国が示す計算方法に基づき、事業継続に必要な財産額として適切に積立資産を計上するよう、法人を指導する。</p>
<p>(3) 社会福祉法人の課題の迅速な解決に向けて</p> <p>県の指導監査においては、事業存続自体が困難となりかねない法人、設備投資等が法人財政に重要な影響を与える可能性のある法人、コーポレートガバナンスに問題のある法人が存在することは把握できているため、今後は経営の適正化に向けた、事業収支計画や資金収支計画の策定、コーポレートガバナンスの構築等の指導を行うべきである。(指摘事項)</p> <p>県が所管する社会福祉法人のうち77法人(23%)が、法人全体の事業活動計算書の経常増減差額がマイナス(赤字)、9法人(2.5%)が貸借対照表の内部留保がマイナスであり、経営状況が悪化し、財政状態がひっ迫している状況にある。</p> <p>さらに141法人(42%)が貸借対照表の運用財産が1億円未満であり、早急に経営改善に必要な事業収支計画や資金収支計画を策定し、実行しなければ、いずれ事業存続自体が困難となりかねない法人が存在する。</p> <p>また、ファミリー企業との不明瞭な取引について、意思決定機関である理事会が議決していない等、コーポレートガバナンスに問題のある法人が存在する。</p> <p>県の指導監査においては、経営の適正化に向けた、事業収支計画や資金収支計画の策定、コーポレートガバナンスの構築等の指導を行うべきである。</p>	<p>指針検討会において、東京都の事例を参考に、経営不振法人に対する行政の関与の方法等について検討した結果、平成28年度から、公認会計士等を活用し、経営に課題のある法人を早期発見・早期指導することを目的とした事業を実施する。</p> <p>また、改正社会福祉法案においては、評議員会が議決機関、理事会が業務執行機関として位置づけられるため、コーポレートガバナンスの構築と強化がなされるよう法令に則り法人を指導する。</p>
<p>東京都が作成した「『重点指導』相当法人の早期発見・早期対応による法人再建等のための仕組み」などを参考に、県の指導監査体制の強化・充実を図るべきである。(意見)</p> <p>社会福祉法人が重大な課題を解決するためには、県が法人の課題を早期に発見し対応することが重要である。</p>	<p>指針検討会において、東京都の事例を参考に、経営不振法人に対する行政の関与の方法等について検討した結果、平成28年度から、公認会計士</p>

<p>「社会福祉法人の経営適正化に向けて」(東京都社会福祉法人経営適正化検討会公表)において提言されている、『重点指導』相当法人の早期発見・早期対応による法人再建等のための仕組み」などを参考に、県の指導監査体制の強化・充実を図るべきである。</p>	<p>等を活用し、経営に課題のある法人を早期発見・早期指導することを目的とした事業を実施する。</p>
<p>(4) 役員報酬及びファミリー企業についての厳格な監査の必要性 県は、ファミリー企業との不明瞭な取引について、深度ある監査を行うべきである。(指摘事項) 社会福祉法人とファミリー企業との間の取引は、第三者との取引と比較して、より一層透明性、経済合理性及び事業上の合理性が求められ、県の指導監査において、より一層慎重かつ深度ある監査を行う必要がある。 ファミリー企業との取引の実態を把握するためには、ファミリー企業の法人登記簿や決算書等の資料を入手した上で、設立経緯、役員構成等を把握し、ファミリー企業との取引の経済合理性及び事業上の合理性を厳格に監査することが必要不可欠である。</p>	<p>ファミリー企業は別法人であるため監査対象ではないが、改正社会福祉法案では、関係者への特別の利益の供与の禁止が法令に明記されることを踏まえ、指針検討会において、実効性のある監査方法等について検討した結果、平成28年度から、関連当事者との取引に該当する場合は、必要に応じ、ファミリー企業の決算書等の資料を徴求する。</p>
<p>役員報酬の金額については、現在国の指針として上限額等が定められていないこともあり、県の法人指導監査においては、その金額が高額な場合であっても、改善指導を行うまでには至っていない。理事会が、役員報酬の額について適正な審議が行い得るよう、県は、所管する社会福祉法人の役員報酬金額の統計を示すことを検討すべきである。(意見) 理事会が役員報酬の額を審議するに当たっては、比較対象となる県下の他の社会福祉法人の役員報酬の水準に関する資料がないため、提案された役員報酬の金額の適否を判断する材料が乏しく、活発な審議に至っていないと推測される。</p>	<p>指針検討会において、実効性のある指導方法等を検討した結果、平成28年度から、チェックリストにより収集した役員等の報酬金額に関する資料を基に、事業規模別の報酬金額の統計データを公表するとともに、理事会等において報酬金額について審議する際には、当該県公表データを含む客観的合理性のある資料を提示するよう指導する。</p>
<p>ファミリー企業については、法人登記簿、決算書、給与台帳等の資料を社会福祉法人に徴求し、必要に応じ往査等を実施し実態把握を進めた上で、改善を求めるなど、厳格な監査を行うべきである。(意見) 社会福祉法人は、極めて公益性の高い法人であり、税制優遇措置や施設整備等について公費による補助金の交付を受けている以上、ファミリー企業に不当に多額の資金が流出し、ファミ</p>	<p>ファミリー企業は別法人であるため監査対象ではないが、改正社会福祉法案では、関係者への特別の利益の供与の禁止が法令に明記されることを踏まえ、指針検討会において、実効性のある</p>

<p>リー企業に資金がプールされる構図は、決して許されるものではない。</p> <p>ファミリー企業の存在が判明した場合には、法人登記簿、決算書、給与台帳等の資料を社会福祉法人に徴求し、必要に応じ往査等を実施し実態把握を進めた上で、改善を求めるなど、厳格な監査を行うべきである。</p>	<p>監査方法等について検討した結果、平成28年度から、関連当事者との取引に該当する場合は、必要に応じ、ファミリー企業の決算書等の資料を徴求する。</p>
<p>Ⅲ 県の外郭団体である社会福祉法人に対する指摘事項及び意見</p> <p>〔1〕社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団</p> <p>(1) 新しい社会福祉法人会計基準への対応</p> <p>関連当事者との取引が網羅的に把握されていない。(意見)</p> <p>関連当事者との取引は、社会福祉法人にとって著しく有利又は不利な条件で実施される可能性が高いことから、該当する取引が存在する場合には適切に開示する必要がある。</p> <p>しかし、兵庫県社会福祉事業団では、役員に対するアンケート調査など関連当事者を正確かつ網羅的に把握する手続を実施していないが、財務諸表の注記では「該当なし」と記載していた。</p>	<p>平成26年度決算において、常勤役員に対し関連当事者との取引等についてアンケート形式による調査を行った。今後も継続して実施し、網羅的な把握に努める。</p>
<p>有価証券の評価が適切に行われていない。(意見)</p> <p>満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合、取得価額と債券金額との差額が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならないとされているが、当該処理を実施していない債券があった。</p>	<p>平成26年度決算において、利息相当額を取得額に加算して計上した。</p>
<p>有価証券の時価情報の開示が適切に行われていない。(意見)</p> <p>「満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」を財務諸表の注記として記載することが求められており、当該注記を行うに当たっては、証券会社等から保有する債券の時価情報を入手した上で注記情報を開示する必要がある。</p> <p>しかし、外部から時価情報を入手せず、「簿価＝時価」として開示している事例が見受けられた。</p>	<p>平成26年度決算において、所有する有価証券の情報を証券会社から入手し、適切な時価の開示を行った。</p>
<p>賞与引当金が適切に計上されていない。(意見)</p> <p>「社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団会計規則施行規則」において、「賞与引当金の額については、翌期に支給する職員の賞与額及び当該賞</p>	<p>平成26年度決算において、法定福利費分65,754千円を含めた額487,126千円を引当計上した。</p>

<p>与に係る法定福利費（当法人の負担額に限る。）の合計額の内、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額とする。」と規定しているが、平成26年6月に支給予定の賞与に係る法定福利費（兵庫県社会福祉事業団の負担見込分）については計算対象から除外しており、計上されていなかった。</p>	
<p>修学資金貸付金に対する徴収不能引当金が適切に計上されていない。（意見）</p> <p>兵庫県社会福祉事業団では、看護師の確保対策の一環として、将来、同事業団において看護師として勤務しようとする者に対して、修学資金を貸与しており、同事業団に看護師として勤務した時点でその返済が猶予され、毎年度末において当該年度末までの返済が免除される仕組みとなっている。</p> <p>同事業団へ就職した看護師が勤務し続けることにより、恒常的に貸付金の返済免除、換言すれば「徴収不能債権」が発生する制度である。</p> <p>従って、修学資金貸付金については将来の徴収不能額を適切に見積もり、徴収不能引当金を計上する必要があるが、兵庫県社会福祉事業団では当該貸付金について徴収不能引当金を計上していなかった。</p>	<p>平成26年度決算において、当該貸付にかかる徴収不能引当金13,500千円を計上した。 （内訳：流動資産2,300千円、その他固定資産11,200千円）</p>
<p>(2) その他</p> <p>兵庫県社会福祉事業団の「県からの借入金」は廃止又は削減の方向での検討が必要である。（意見）</p> <p>兵庫県社会福祉事業団では、県から平成25年4月1日に14億5千万円の短期運営資金の借入を行い、平成26年3月31日に全額県に返済している。</p> <p>兵庫県社会福祉事業団の過去3期の貸借対照表上、現金預金（流動資産）は、10億円～16億円あり、また積立資産を合わせると31億円～42億円の運用財産を有するなかで、毎年14億5千万円の県からの短期運営資金の借入及び返済を行う必要があったのかどうかについては疑問である。</p> <p>運用財産は増加傾向にあることから、県からの借入金は、廃止又は削減の方向での検討が必要である。</p>	<p>自主運営推進の観点から、平成26年度に県からの貸付金を9億5千万円に削減し、平成27年度に全額廃止した。</p>
<p>兵庫県社会福祉事業団が運営するリハビリテーション中央病院における診療報酬請求事務については、年間2億円の返戻が発生しており、チェックのあり方の再点検や診療報酬制度の患者への説</p>	

<p>明の徹底により、さらなる改善を図る必要がある。 (指摘事項)</p> <p>リハビリテーション中央病院では、診療報酬の返戻額が、平成25年度で2億円を超えており、平成24年度との比較では増加傾向にある。</p> <p>毎月、レセプト内容の点検を行うほか、返戻の一因となっている入院中患者の他医療機関受診時における医事課への連絡の徹底を行っているとの説明を受けたが、チェックのあり方の再点検や診療報酬制度の患者への説明の徹底により、さらなる改善を図る必要がある。</p>	<p>診療内容の主治医への確認や被保険者資格のチェック等のレセプト内容の点検を強化し返戻額の縮小に努めた。</p> <p>また、返戻が発生した場合は、チェック表を作成のうえ、漏れなく速やかに再請求するよう努めたほか、診療報酬制度の患者への説明を一層徹底する。</p>
<p>兵庫県社会福祉事業団が運営するリハビリテーション中央病院では、平成26年2月返戻額27,235千円が平成25年度決算書の診療報酬(収益)として二重計上されていた。(指摘事項)</p> <p>2月分の返戻対象となった全額を翌年度に過年度の支出として処理しており、当該返戻対象の再請求分については、2月分は3月の医療事業収入として計上している。</p> <p>そのため、2月返戻額27,235千円が平成25年度決算書の診療報酬(収益)として二重計上されていた。</p>	<p>平成26年度決算において、返戻額と再請求額の差額につき、再請求額が返戻額を上回る場合は過年度収入、下回る場合は過年度支出として処理するように改めた。</p>
<p>兵庫県社会福祉事業団が運営するリハビリテーション中央病院では、平成25年度において、診療報酬の「収入予定額」とこれに対応する「社会保険及び国民保険からの実際入金額」の差額が毎月少なからず発生している。さらなる管理上の改善を図り、数値目標をもってこの差額を出来る限り減らすよう努力する必要がある。(指摘事項)</p> <p>金額が最も大きい平成26年3月分の誤計増減の発生原因は主に、本来、後期高齢者保険分として請求するところ、誤って公費負担制度分の一部を二重に計上していたことによるものである。</p> <p>誤計増減については、毎月発生原因の分析を行っているとの説明を受けたが、今後も管理資料を用いて、さらなる管理上の改善を図り、数値目標をもって誤計増減を出来る限り減らすよう努力する必要がある。</p>	<p>職員の制度理解の推進や事務管理の精度を高め、誤計増減の発生防止に努めている。</p> <p>加えて、平成27年度にレセプト請求システムを導入したことにより、これまで手作業で行っていた内容の確認、集計作業、請求書の作成を自動化し、請求の効率化を進めた。まずは、このシステムの成果を検証した上で今後一層の改善を図る。</p>
<p>〔2〕社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会 (1) 新しい社会福祉法人会計基準への対応 関連当事者との取引が網羅的に把握されていない。(意見)</p> <p>関連当事者との取引は、社会福祉法人にとって著しく有利又は不利な条件で実施される可能性が高いことから、該当する取引が存在する場</p>	<p>平成26年度決算より常勤役員へのアンケート調査を実施した上で、「関連当事者との取引の内容」の注記を記載した。</p>

<p>合には適切に開示する必要がある。</p> <p>しかし、兵庫県社会福祉協議会では、役員に対するアンケート調査など関連当事者を正確かつ網羅的に把握する手続を実施していないが、財務諸表の注記では「該当なし」と記載していた。</p>	
<p>定款に定める基本財産を保有していない。(意見)</p> <p>定款において、基本財産は「現金196,000,000円」をもって構成すると規定しているが、平成25年度決算書に基本財産として計上されている資産は、投資有価証券(第8回利付国庫債券194,445千円)であることから、定款に定める形態で基本財産を保有していない。</p> <p>県は、実際の管理形態に応じた内容に定款を変更するよう指導すべきである。</p>	<p>定款変更を行い「有価証券 額面196,000,000円」と記載した。(平成27年6月19日認可)</p>
<p>賞与引当金が適切に計上されていない。(意見)</p> <p>「社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会経理規程」において、「職員に支給する賞与のうち、当該会計年度の負担に属する額を見積り、賞与引当金として計上する。」と規定しているが、平成26年6月に支給予定の賞与に係る賞与引当金を計上しておらず、また、社会保険料(兵庫県社会福祉協議会負担分)に係る未払費用等についても計上していなかった。</p>	<p>平成26年度決算において、賞与引当金17,016千円を計上した。</p> <p>(内訳:賞与分 14,732千円、社会保険料分 2,284千円)</p>
<p>修学資金貸付金に対する徴収不能引当金が適切に計上されていない。(意見)</p> <p>県内の介護福祉士又は社会福祉士の養成及び確保を目的として、将来、県内において介護福祉士等として業務に従事しようとする者に対して、修学資金を貸与しており、原則として介護福祉士等として県内において業務に従事している間は返済が猶予され、養成施設等を卒業した日から1年を経過する日までに介護福祉士等として県内において業務に就き、かつ5年間継続して業務に従事した場合には、返済が免除される仕組みとなっている。</p> <p>県内で介護福祉士等として一定期間業務に従事することにより、恒常的に貸付金の返済免除、換言すれば「徴収不能債権」が発生する制度である。</p> <p>従って、修学資金貸付金については将来の徴収不能額を適切に見積もり、また、返済スケジュール通りの回収が行われていない貸付金については個別に回収可能性を検討し、徴収不能引当金を計上する必要があるが、当該貸付金につ</p>	<p>介護福祉士等として県内の社会福祉事業所に5年間継続して業務に従事する等所定の条件を満たすことによる返済免除は、平成27年度に初めて発生するため、平成26年度決算において、当該貸付金にかかる徴収不能引当金118,770千円を計上した。</p>

<p>いて徴収不能引当金を計上していなかった。</p>	
<p>兵庫県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付金制度が、今後も生活困窮者に対するセーフティーネットとして運用されることが期待される。(意見)</p> <p>生活福祉資金貸付金の原資となる国庫補助金等201億円のうち、平成25年度末で94億円が貸付中であり、残りの107億円は、現金預金55億円及び有価証券50億円等の運用財産となっている。</p> <p>本貸付制度は、民生委員、市町福祉窓口、各市社会福祉協議会、ハローワーク等の相談窓口を通じて紹介されているが、今後も生活困窮者に対するセーフティーネットとして運用されることが期待される。</p>	<p>補助金として交付された貸付原資・貸付金を適切に管理し、これからも同制度がセーフティーネットとして機能するよう努める。</p>
<p>随意契約が認められる上限額を超える契約を随意契約により行っていた。本来は、一般競争入札あるいは指名競争入札により業者選定が行われるべきであった。(意見)</p> <p>経理規程では、法人が行う契約（物品購入契約や委託・工事請負契約等）は、原則として、一般競争入札あるいは指名競争入札により行うこととしているが、随意契約が認められる上限額を超える建物管理委託契約（契約金額5,418千円）を随意契約により行っている例があった。</p> <p>本来は、一般競争入札あるいは指名競争入札により業者選定が行われるべきであった。</p>	<p>兵庫県福祉センターが新築された平成23年に、建物管理等について指名競争入札を行い、その後、同じ業者と随意契約を行ったものである。</p> <p>平成27年度からの建物管理等業務委託契約は、指名競争入札により業者選定を行った。</p>
<p>IV 民間社会福祉法人に対する指摘事項及び意見</p>	<p>以下、個別法人の会計処理等に対する指摘・意見に対しては、県の対応方針に則して、所轄庁として指導していくものとし、本表では省略する。</p>